

玉市子第 5 8 0 号
令和 8 年 8 月 5 日

熊本県薬剤師会長 様

玉名市長 藏原 隆浩



玉名市ひとり親家庭等医療費助成事業制度の改正について（通知）

謹啓 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本市のひとり親家庭等医療費助成事業につきまして、ご理解
とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、本市のひとり親家庭等医療費助成事業制度の改正に伴い、
令和 8 年 1 1 月診療分から、ひとり親家庭等医療費助成事業に係る熊本県内保
険医療機関等への通院について、審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基
金及び熊本県国民健康保険団体連合会に委託し、「現物給付」により実施するこ
とになりました。（一部償還払いあり。別紙「委託条件一覧表」を参照）

したがいまして、県内保険医療機関等の窓口において、保険証とともに「玉
名市ひとり親家庭等医療費受給資格証」の提示がなされた場合、記載内容等
をご確認のうえ、診療（調剤）報酬明細書に公費負担者番号（8 3 . 4 3 . 0 1
8 . 1）を付して、ご請求いただくこととなりますので、この旨、貴会会員に
対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、保険医療機関等におかれましては、大変ご迷惑をおかけすることにな
りますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

謹白

【問合せ先】

玉名市健康福祉部

子育て支援課 子育て支援係

担当：日吉

TEL 0968-75-1120

FAX 0968-73-2362

E-mail hiyoshi@city.tamana.lg.jp

別紙 委託条件一覧表【玉名市ひとり親家庭等医療費助成】

令和8年8月5日

地方単独事業の玉名市ひとり親家庭等医療費助成について、以下の条件で現物給付を実施します。なお、No.10以降について「現物給付」は熊本県国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託する公費併用レセプトで実施し、「償還払い」は受給対象者が医療機関等窓口において負担割合等に応じた自己負担額(3割等)を一旦支払い、後日市町村に払い戻しを申請するものとします。

1	市町村名	玉名市
2	担当課・係	子育て支援課・子育て支援係
3	担当連絡先	0968-75-1120
4	実施事業名(条例で定める正式名)	玉名市ひとり親家庭等医療費助成事業
5	対象者	①親…現に20歳未満の児童を扶養しており、配偶者のない者
		②子…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
6	助成の範囲(若しくは自己負担)	3分の2助成
7	公費負担者番号	83430181
8	実施開始年月	令和8年11月診療分から
9	対象医療圏(他県は対象外)	熊本県内
10	入院(医科・歯科)	償還払い(国保連に委託しない)
11	入院時食事療養費	助成対象外
12	外来(医科・歯科)	現物給付(国保連に委託する)
13	調剤	現物給付(国保連に委託する)
14	訪問看護	現物給付(国保連に委託する)
15	国公費(難病・精神・更生医療等)併用の場合 ・地単公費(子ども・重心・ひとり親)併用は原則不可の取扱いとさせていただきます。	償還払い(国保連に委託しない)
16	総点数における自己負担相当額が21,000円以上の場合※	償還払い(国保連に委託しない)
17	70歳以上の高齢者※	償還払い(国保連に委託しない)
18	後期高齢者	償還払い(国保連に委託しない)

※診療報酬明細書(レセプト)等単位で高額療養費の支給計算対象となるもの。